

シリーズ・軍産学共同 ②

軍学共同が拡大する現状と
その対抗理論の構築に向けて

河村 豊

1、軍学共同の動きとその対抗策
は？

「軍学共同」とは、大学や高等専門学校さらに公的および民間の研究機関において、米軍や防衛省などの実質的な軍隊組織と連携・共同しながら、多くの場合は資金の提供を受けて、軍事研究を行う活動のことである。現在、日本では主要な軍学共同の取り組みが四つ存在しているといえる。

第一は、米軍の関係機関が大学などに多様な名目で研究資金を提供している取り組みである。第二は、技術交流を目的に防衛省が行っている大学や公的研究機関との研究協力協定を締結する取り組み。第三は、防衛装備庁所管による「安全保障技術研究推進制度」で、指定した研究テーマに応募させ、採択した大学等に研究委託の契約を結ぶ新たな制度。さ

らに第四は、総合科学技術・イノベーション会議が進めている第5期科学技術基本計画の中に登場したもので、「安全保障の確保に資する技術の研究開発」を行うという新たな研究計画である。

ただし、これら四つについて、「軍事研究」を行っている取り組みであると断定しようとする、批判を受ける可能性がある。なぜなら、どの取り組みにおいても、「軍事研究」という表現は出てこないからだ。こうした批判は、軍事研究と非軍事研究との「線引き問題」と表現できるもので、扱いがむずかしい問題である。さらに、自衛のため、防衛のための研究ならば大学で行っても許されるのではないかという意見も、現場の研究者の間から聞こえてくる。

本稿では、まずこの「線引き問題」について、四つの取り組みを事例にして、以下の2節から5節で説明してみる。また、自衛のた

めなら認めても良いではないかという、「容認意見の問題」については、懸念事項を共有するという視点から、6、7節で説明してみたい。いずれも、軍学共同が拡大しないための対抗理論を構築するひとつの案を提示するものである。

2、米軍による資金提供は「奨学寄付金」か

最近の新聞報道を例に挙げてみよう。大阪大学レーザーエネルギー学研究センターでは、2013年（以下、西暦2000年代は2桁で記す）から3年間にわたり、米軍から27万ドル（約3000万円）の研究資金が提供されていたと報道された。この研究資金に対して、受領した大学側は、「奨学寄付金として受け入れた。学内規定に基づき必要な手続きを経た」と回答したという。一方、米軍側は、

資金提供の対象について「軍事装備品などの設計や開発を目的としない研究」であるとコメントしたという（東京新聞16年8月28日）。

同様の米軍からの資金提供は、古くから行われてきた。事例の一つが1966年に開催された半導体国際会議への米軍からの資金提供である。この国際会議は日本物理学会主催で開催されたもので、開催経費の一部に米陸軍研究開発部からの資金（8000ドル）が使われた。この問題について、物理学会の小野周は「半導体国際会議と米軍資金の問題について」と題する論説で、「最も重要な点は、多くの人から指摘されているように、学術会議の講演する国際会議にICSSU（国際科学会議）の第3回執行委員会の決議、日本学術会議第6回声明（1950年4月総会）に反して、軍関係の機関から資金を受け取ったことである」と遺憾の意を示した（物理学会誌、1967年）。ICSSUは1931年に非政府・非営利の学術機関、科学者の国連とも呼べる組織である。1963年から科学者の責任を強調していた。また「日本学術会議第6回声明」とは、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」を示している。この事件を受け、物理学会では「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たない」と決議した（1967年）。しかし1995年には「その研究内容が明白な軍事研究であ

ると判断される場合を除き自由とする」と変更した経緯がある（傍線引用者）。

ここからは、この変更後の物理学会で使われ始めた「明白な軍事研究」という言葉を利用して、米軍からの研究資金が「明白な軍事研究」ではないと言えるのか検討してみよう。

米軍による研究資金が日本の研究機関に流れることで、米軍側は、有用な技術情報の収集、優秀な研究人材の把握と関係の構築ができるというメリットがある。こうした軍事的意図があっても、米軍側がそのことを表だつて言うことはない。また資金を受け取る側としても、資金提供者側の表面的な意図を聞いてしまえば、その真意についてはそれ以上、深く詮索することはしないだろう。冒頭の大阪大学の場合では、「奨学寄付金」という名目で受け入れたので、合法的かつ学会の声明とも矛盾せずに受け取れる、となる。

この問題で、軍事研究とは異なるとして、「線引き」を可能にしているのは、米軍側のコメント、日本側の受け入れの理由のみである。本来ならば、米軍側の意図がはっきりと、非軍事であると明白にならない限りは、「明白な軍事研究」ではないと否定できないはずだ。米軍側には、別組織を通して資金を提供するという手法も残されているが、たとえそのようにしても、資金を受け取る側には、「明白な軍事研究」と区別できるかを、責任をもって調査する義務（「説明責任」と言い換え

てもいい）があると、考えるべきではないか。

3、防衛省との研究協力は「経費の低減」が目的か

日本の防衛省では、「大学、国立研究開発法人等の優れた技術を積極的に導入し、効果的かつ効率的な研究開発の実施に努める」および「技術の相互交流、技術リスクの分散、経費の低減など研究機能を相互補完する」という目的で、大学や公的研究機関などと「研究協力協定」を締結してきた。

防衛省による具体的な「研究協力」は、02年の航空宇宙技術研究所との包括協定に始まりと思われる。また大学との「研究協力」は、08年の帯広畜産大学が最初の事例のようで、大学との協定だけみても、12年度は2大学、13年度は3大学であったが、14年度には7大学と急増している。防衛省側からの資金提供はないが、研究目的での情報交換を行うことで、防衛省が行う研究（軍事研究）と大学や研究機関で行う研究（非軍事研究）との間で技術交流を行っている。こうした研究協力は、防衛省が使う「防衛装備」研究への協力であるのに、「軍事研究」でないと認定できるのだろうか。

例えば14年度、JAXA（宇宙航空研究開発機構）との「協力内容」は、「ヘリコプターの技術情報交換」と「赤外線センサの技術情

報交換」であった。また、同年度の千葉工業大学との協定では、その内容は、ロボット技術分野での「三次元地図構築技術及び過酷環境下での移動体技術」となっている。

防衛省の説明では、「防衛にも応用可能な民生技術を積極的に活用することが重要であると考えています」とある。つまり、防衛省側は防衛技術への応用を前提としていることを認めていることになる。その一方で、研究協力を行う大学や研究機関側は、防衛省側の意図を詮索しないようにし、技術の相互交流や経費の低減のためであると、自分たち側の研究目的に関心を限定することで、「明白な軍事研究」には参加していないと説明していることになる。協定を締結している一方の側が、防衛技術への応用を前提としている中で、「明白な軍事研究」ではないと結論づけることはできない。

「明白な軍事研究」ではないことが確認できないままに、協定を締結することは、締結する側の責任（これも社会への説明責任といえる）を果たしていないことになる。

4、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」の目的はどこにある？

15年度に新たに登場したこの制度は、「軍事研究」や「防衛装備研究」とは異なる、「安全保障技術研究」という新しい表現が特徴で

ある。初年度の予算は3億円、16年度は6億円、次年度の要求額は110億円と大幅な拡大を求めている。大学、高専、公的研究機関、民間企業の研究所等を対象とし、新たに設置された防衛装備庁が管轄する。申請書の説明では、「依頼する研究内容は、防衛装備品そのものの研究開発ではなく、将来の装備品に適用できる可能性のある基礎技術を想定」しており、加えて、研究成果の公開も原則として認めるといふ（平成27年度「安全保障技術研究推進制度」のご案内）。初年度の応募は合計109件で、大学4件、公的研究機関3件、民間企業等2件の合計九つの研究テーマが採択された。16年度は、応募総数が44件、大学5件、公的研究機関2件、民間企業3件の合計10件が採択された。1件の研究費が3000万円（上限）という点が、応募する研究者には魅力的なものに映っているようだ。

さて、「安全保障技術」を研究することは、明白な軍事研究」と区別がつかののだろうか。「防衛装備品そのものの研究開発ではない」という説明があり、「研究成果が広く民生分野で活用されることも期待します」とまで述べている。もちろん「軍事研究」ということばは使われていない。その一方で、「将来の装備品に適用できる可能性のある基礎技術を想定しています」とその目的は、隠さずに明記してある。

そもそも、防衛省が新たに使い始めた「安全保障技術」とはなんだろうか。15年7月に公開された公募要領には、同制度の新設の理由として、「民生技術と防衛技術の境目が曖昧になっており、防衛装備に適用可能な技術領域が広がっている」ことをあげている。防衛装備という言葉をつかっているのが、「防衛装備技術研究推進制度」であつてもいいはずである。それではなぜ、「安全保障技術」という言葉を選んだのだろうか。同制度を推進する立場での発言を行っている村山裕三（同志社大学教授）は、日本防衛学会で、「防衛技術、軍事技術」というと大学は手が出しにくい。同じ技術も基礎的なところなので、安心・安全だとか、対テロだとか、対サイバーだとか、そういう看板をつけると対応が全然違う。守る技術みたいなところはやりやすい」と講演している（日本防衛学会15年度（秋季）研究大会：15年11月28日）。軍事技術よりは防衛技術、防衛技術よりは安全保障技術の方が、応募する研究者にとっては受け入れやすいと説明していることになる。確かに、「安全保障技術」といえば、自然災害に備えた防災技術や環境対策技術、情報セキュリティ技術なども含むようにも解釈できる。しかし、少なくとも15年度の公募要領本文には、「災害派遣」や「国際平和協力活動」への応用という項目は加えられていない。つまり、この制度での「安全保障技術」とは、「軍事技術」

の言い換えのために利用された用語といえる。

もう一つ別の資料もある。16年5月19日付で公表された、自民党政務調査会「防衛装備・技術政策に関する提言」(自民党国防部会で検討したもの)である。ここでは、TRL(技術成熟度、Technology Readiness Level)という指標を使って、安全保障技術研究制度を「TRL1〜3程度の技術を対象」としているという。TRLとは、研究・開発段階を9段階に区分し、例えば、TRL1は基礎研究、TRL3は応用研究というように、開発中の技術の成熟度を客観的に評価するための指標である。では何を目的とした開発段階なのか。

この提言では、TRL4〜9段階の実証研究、量産化段階での技術では、「宇宙、サイバー、電子戦、無人化技術を含めて戦略性を有する技術やゲーム・チェンジャーとなり得る技術」を事例にあげている。つまり、TRL1の基礎研究は、防衛技術開発を目指す「基礎研究」、すなわち軍事研究のための基礎研究であることを、この提言から確認できる。

5、「安全保障の確保に資する技術の研究開発」は非軍事研究といえるか？

16年度から始まった第5期科学技術基本計画の中に、新たに「安全保障の確保に資する技術の研究開発」という項目が追加された。防衛省が14年8月に作成した「宇宙開発利用に関する基本方針について」の中には、「安全保障に資する」という言葉がすでに登場している。「JAXAにおける安全保障目的の研究開発が可能になった」とも紹介している。それでは、「安全保障の確保に資する技術」の研究は、「明白な軍事研究」ではないと言えるのだろうか。

16年1月22日に公開されたこの科学技術計画(案)には「国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築を含め必要な技術の研究を推進する」とある。つまり、ここでいう「安全保障の確保に資する技術」とは、日本の国家安全保障上の諸課題につながる技術を指していることになる。その内容は「海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む」もので、いわゆる軍事技術だけにとどまらない。では、なぜ日本の科学技術・イノベーション

ン政策の中に、このような安全保障政策にかかわる課題が入り込むことになったのだろうか。その歴史的な経緯については、ある程度は追うことができる。例えば、10年1月、民主党政権での科学技術・イノベーション担当の内閣府政策統括官が「安全保障関連技術と科学技術政策」と題する報告書の中で、「安全保障関連技術には、歴史的に民生用では見られない、極めて高度な技術群が存在することや、「軍事と民生の共用部分の技術の研究開発のあり方に関する議論の必要性」を論じていた。軍事研究を進めれば高度な技術が誕生するという主張である。しかしこの主張は、民生技術にこそ高度な技術が誕生していることが認識されていた当時、逆の主張をしていることになり、やや時代錯誤の主張であった。

にもかかわらず、テロ戦争の脅威が叫ばれる中で、軍事技術に注目するこの考えは受け継がれ、13年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略について」では、「産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有用に活用する」となった。科学技術・イノベーション政策が軍事研究に擦り寄った結果、逆に、安全保障政策が、科学技術・イノベーション政策を取り込むような事態となったとみることもできる。

次に、「安全保障の確保に資する技術」が「軍事研究」につながる危険性を確認してみたい。

第一に、日本経済団体連合会が15年9月に発表した「防衛産業政策の実行に向けた提言」の中で、防衛省が関係省庁と連携した研究開発プログラムも重要である」として、第5期科学技術基本計画の次の動きを評価している点である。「第5期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユースの重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである」と経団連は要求している。具体的には、「革新的かつ非連続的な技術開発を行うIMPACTを拡充・強化するなどの取り組みを進めるべきである」と述べている。つまり、防衛産業政策の一つとして、経団連が具体的に指名した取り組みがIMPACT（革新的研究開発推進プログラム）であり、これをデュアルユース技術の開発として評価していることになる。「デュアルユース技術」とは、軍事技術にも民生技術にも利用できる技術を意味しているが、ここでの論点で見れば、軍事技術に転用できる意味として用いられ、「安全保障の確保」とは、結局は「軍事研究」へと収斂されることを示している。

第二に、自民党政務調査会の「防衛装備・技術政策に関する提言」（前掲）の中で、「政府内における研究開発費の第3位の実施主体である防衛省の大臣が総合科学技術・イノベーション会議の構成員に入っていない」として、防衛大臣を同会議の構成員に追加するこ

とを迫っている点である。構成員になれば、防衛省の要求を「安全保障の確保に資する技術」の内容へ、直接的に反映できることになる。このことも、この技術に関する研究が、「軍事研究」とつながる危険性を示す証拠となる。550億円の予算で14年度からスタートしたIMPACTは、経団連からも防衛省からも「軍事研究」に貢献できるプロジェクトとして注目されている。これが「安全保障の確保に資する技術の研究開発」の具体的な姿である。これらの研究は、「明白な軍事研究」から「線引きできる」と言えないのではないかと。

以上、2節から5節までで考察した「線引き問題」を踏まえて、現状の四つの「軍学共同」の取り組みに対する接し方を提案してみたい。米軍からの資金提供も防衛省による研究協力、安全保障技術研究推進制度も、さらに科学技術・イノベーション政策に加わった「安全保障の確保に資する技術の研究開発」においても、「明白な軍事研究」から切り離すことができていない。仮に、安全保障の中心的な課題が、大災害対策のための技術開発や鳥インフルエンザなどの感染症対策の技術開発にあるというのなら、そのように具体的な課題を示して、進めれば良いはずである。非軍事であることを具体的に示し、安全・安心に関わる技術開発を具体的に示しながら進めるべきではないだろうか。そのように進ん

でない現状では、この取り組みの提案者、資金提供者側の意図には「明白な軍事研究」の目的が存在していると考え、適切な距離を取るために、余裕を持った「線引き」を行う必要があるのではないだろうか。

6、対策案（その1）：懸念する問題点を共有できないか

次に、「軍事研究」の中でも、自衛のための軍事研究や、防衛のための軍事研究ならば大学に所属している研究者が関与しても良いのではないかと、という問題を考えてみたい。

こうした問題に著者が関心を持ったのは、所属している教育機関での同僚や学生らとの会話にこうした議論が登場しているからだ。さらに、「国立研究機関の職員へのアンケート調査結果」の中に、回答者797人の内、26%の職員が、「軍事研究」について「進めるべきだ」と答えたという新聞記事を見たことも、刺激になった（しんぶん赤旗16年8月15日）。

こうした人々の多くは、軍事研究を優先して進めるべきだと意図しているのではなく、進めるべきではないという理由をみつけないのではないだろうか。ならば、こうした人々でも納得できような「懸念」をみつけ、それを共有し、現在の「軍学共同」の各種の取り組みへの対策を一緒に検討する必要がある

るのではない。簡単なことではないが、なんとか共通の理解につながる糸口を探り当てたい。そのことが、軍学共同の拡大を防ぐ対抗理論の構築につながるのではないだろうか。

それでは、防衛のための軍事研究を大学で行うことに肯定的な関係者が、もう一方で感じている「懸念事項」とは何か、ここに注目してみたい。著者の分類では、四つの懸念事項があると思うので、それらを順番に考えてみたい。

(1)「人命を奪う攻撃的な軍事技術には関与すべきではない」

表題のように主張するのは、上野誠也・横浜国立大学大学院教授である。彼は、「自衛のための技術開発には、もつと積極的に貢献すべきだと思います」とも述べているが、その一方で、人命を奪うような技術の開発に向かうことには懸念を示している(朝日新聞16年7月2日)。また、軍学共同の促進を主張している村山裕三・同志社大学教授も、「(日本は)「安全保障」の攻撃という分野には進むべきではないと思います。防衛に関してはやるべきだと思いますが、よりレベルを下げた「安心・安全」という分野で技術を活かしたらいと思うのです」と説明している(村山裕三「経済安全保障を考える―技術政策の視点から」経済産業研究所、04年4月号：彼がこのように主張した意図はとりあえず置いておく)。

攻撃的な軍事技術の開発には協力すべきでないという方向で、多くの方々と、共通認識を作り上げることができないか。

(2)「研究成果などの公開を原則に進めてもらいたい」

こちらの表題は、日本経済新聞が掲げた主張である。「日本の大学の研究が防衛目的に役立てられるのは悪いこととは言えない」と述べた後で、「ただ防衛省が助成する研究であっても大学の研究に必要な以上の秘密があるのは望ましくない。研究成果などの公開を原則に進めてもらいたい」と懸念を示している(「軍民両用研究は公開を原則」日本経済新聞15年5月11日)。「安全保障技術研究推進制度」に採択(15年度)された、加藤亮・豊橋技術科学大学助教も、応募するにあたって「はいそうですか」とすぐに判断しなかったが、それでも応募に踏切ったという。その理由は、研究の成果は原則公開され、幅広く活用できると募集要項に記されていたからだという(NHK名古屋・ナビゲーション、16年1月15日)。彼の証言からは、研究上での学会報告や論文投稿などの公開について、懸念を感じていることが見える。

現在進められている「軍学共同」の取り組みに対して、もし、公開という権限が研究者側にあるという保障が得られない、あるいは恣意的に公開への制限はかけないという保証が得られない場合には、これらの取り組みへ

の応募は控えるという点で、共通認識が持たれているのではないだろうか。

(3) 大学には自由な発想に基づく研究で未来を切り開く大切な役割がある

軍事研究が大学で実施され、それが広まり、定着してしまうことについては、多様な懸念が指摘されている。表題に掲げた懸念は、科学技術ジャーナリストの中野不二男の言葉である。中野は「軍事技術の開発を目的にした狭い意味での安全保障だと、どうしても閉鎖的になるし、すぐ役立つことが中心になる。目先の開発だけ追求しては、技術自体が先細りになってしまいます。大学には、自由な発想に基づく研究で未来を切りひらく大切な役割があります。それが損なわれては、将来にとって大きなマイナスです」と述べている(軍事研究と大学、朝日新聞16年7月2日)。大学において継続的に軍事研究が行われることになった場合の主な懸念事項としては、そのほかに、「軍事研究」目的として支払われる予算に依存する組織になってしまうという懸念、軍事目的の研究が大学において常態化してしまふ懸念、手段を選ばぬ研究法への誘惑が広まる懸念(緊急性を要する研究ならば社会的規範を無視した研究方法も可能であると考えられるかもしれない。例えば「731部隊」における生体実験の事例)が指摘されている。なお、軍事研究を大学(MITやスタンフォード大学が特に有名)で実施しているアメ

リカであるが、そのアメリカでも前述と同様の懸念は認識され、そのための制限が設けられていることが、スチワート・W・レズリーの『冷戦とアメリカ科学』（1993年）に紹介されている。例えば、アイゼンハワー大統領は、軍事研究を目的とした政府との契約が、知的好奇心に取って代わることや、連邦政府による研究費の配分、資金の力によってアメリカの科学者の関心が支配されてしまう問題点に警告を発したという。また、ある連邦議員は、大学がその目的に背いて、政府の付属物になってしまい、目的よりも技術に、理想よりも手段に、アイデアよりも権威に傾いてしまうことが、学生に対する責任や、社会からの信頼に違反すると警告したという（この部分については、科学史研究者の栗原岳史さんから教えて貰った）。同様な懸念は、大学だけに止まらず、高専や公的・民間の研究機関でも発生することになる。

(4) 防衛省は軍事研究で目指そうとして、**る目的を隠しているのではない**か

すでに紹介した、村山裕三が軍事技術という言葉を使わずに安心・安全と言い換えることを推奨していたことを紹介したが、同じ研究大会の講演で、堀地徹（防衛装備庁装備政策部長・当時）は、記者からの質問に答えて、「軍事」というと引いてしまう。安心・安全と言えはいい」と述べている（日本防衛学会15年度（秋季）研究大会部会「技術戦略」講演

と質疑。佐久間亮氏取材メモ、15年11月28日）。つまり、本音は軍事技術開発であったとしても、「言葉の置き換え」で、応募を促進しようとしていることを認めている。当然のことであろうが、軍事研究の全体像は、軍事機密として扱われることが多い。それゆえ委託されている研究が、最終的にどのような兵器に利用されるかという詳細は、研究実施者には知らせられることはない。一方、研究実施者としても、知ろうとしない態度が求められるだろう。このことは、太平洋戦争中に海軍島田実験所に動員された物理学者がすでに体験したことでもある（例えば、河村豊・島田実験所という研究プロジェクト：戦時科学動員は何をもたらしたのか）、物理学会誌、71巻10号掲載予定、参照のこと）。

7、**対策案（その2）：応募を規制する実効的なガイドラインを作れないか**

平和憲法をもつ日本において、科学者が軍事研究から距離をおくべきであるとする共通の精神は、日本学術会議や日本物理学会等の学協会組織による声明や宣言によって科学者自身の手によって定着させて来たと言えるだろう。すでに紹介したように、日本学術会議では、「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない」というわれわれの固い決

意」を表明、日本物理学会では、1995年の改訂で弱められたと言うが、「学会の刊行する出版物に対する投稿、および学会発表は、その研究内容が明白な軍事研究であると判断される場合を除き自由とする」という形で、現在でも「明白な軍事研究」を拒否する宣言として残されている。こうした宣言およびその精神については、科学者だけでなく、市民の立場から考えても、日本の誇るべき到達点ではないだろうか。すべての研究者はその意義を継続的に問い直し、研究活動の基礎にできるはずである。

しかし残念ながら、現実はそのようには進んでいない。軍学共同を受け入れるようと考えている科学者が少なからずいるからだ。その理由、その対策について、研究倫理で使われている議論を参考にして、考えてみたい。

最近、科学者をめぐって「研究不正」（捏造問題や研究費の不正使用など）の問題が、研究倫理問題として議論されている。研究不正が発生するメカニズムには、「動機」「機会」「正当化」の3要素があるとされているので、この分類を利用して議論を立ててみる。

軍学共同の取り組みに応募しようとする科学者にとっては、動機（多くの場合は、研究資金不足を補うため）、機会（応募できる取り組みがあれば、なんでも利用しようとすることになる）を踏まえ、日本学術会議での声明や社会的な批判の声を知りつつも、応募す

るための理由を思い巡らすことになる。そのように思考すること、発言することを「正当化」と呼んでいる。それゆえ、たとえ「明白な軍事研究」ではないという保証がなくても、同僚からの批判、社会からの批判があつたとしても、正当化のための「言い訳」を考えてしまう。だとすると、そのようにならないための、具体的な対策が必要になる。

その一つが、研究組織などが提示する「応募のためのガイドライン」あるいは何らかの応募規制である。

もちろん、問題は「明白な軍事研究」には関わらないとする「共通できる精神」をどのように実効性のあるガイドラインあるいは規制という形に整えられるかである。

その原案として、入口規制、途中規制、出口規制の三つの規制を紹介したい。

途中規制や出口規制と設定することについては、すでに「軍事研究」を開始した後の規制なので、応募を規制できなかつたという点で、手遅れの規制との批判があるだろう。しかし、入口規制を乗り越えて、実際に「軍事研究」を始めてしまった後でも、研究者に継続的に懸念事項の発生がないか、倫理的な問題をどのよう解決するかを考え続けることを義務付けることは、必要なことではないだろうか。さらに、こうした規制案を作ってしまうと、実質的には「軍事研究」を容認することにつながるのではないという批判も

あるだろう。規制の存在そのものが、応募するための許可となるかもしれないからだ。それでも、資金提供を受けようとする場合には、平和憲法とこれまでの学協会の声明の精神を踏まえた上で、厳しいハードル、具体的なチェックポイントがあることを常に確認するという規則を作りあげること、また、資金提供を受けようとする研究者に、何が問題となっているのかを、絶えず考え続けることを義務づけさせることは、ある程度の役割を持つだろう。

それぞれの規制の内容を簡単に示しておきたい。まず、入口規制の事例としては、資金はどこから出ているか、応募する研究の最終的な意図はどこにあるか、日本学術会議の声明と矛盾しないか、などである。途中規制の事例としては、研究内容は学会や論文等での公開が許されているか、研究成果が軍事転用される可能性が高まっているかなどである。出口規制の事例としては、研究者の手から放れた研究成果がどのように応用されているのか、危険な兵器開発に利用されていないか、研究の終了後に継続的な関係を強要されていないか、さらに軍事研究との関係が深まっていないかである。

8 最後に

以上、「軍学共同」の問題を、「線引き問題」

と「容認意見の問題」の二つ側面から検討してきた。この論考では、「軍学共同」の動きを食い止める十分な分析はできていない。

一番大きな問題は、「軍学共同」を進めたいと思つている大口の資金提供者が、研究費をちらつかせながら研究者の近くで手招きしていることだ。他方、研究者の立場で考えれば、これまでの資金提供窓口が小さく、遠くに離れているように見え、「軍学共同」の研究費の方が容易に獲得できるように見えてしまつていることだ。「動機」と「機会」の部分についての説明と対策案の提示が不可欠だ。

「そっちの水はにがいぞ」。まずは大声で語りかけることが大切だ。

(かわむら ゆたか、東京工業高等専門学校・科学技術史・教授)

▼参考文献

- ・益川敏英「科学者は戦争で何をしたか」(集英社新書) 15・8・12
- ・河村豊「軍事研究を拡大させる「軍学共同」の新たな動き―最近15年間の動向から考える」日本の科学者 50(11)、15年11月、45〜50頁。
- ・池内了「科学者と戦争」岩波新書、16年6月

・望月衣塑子『武器輸出と日本企業』角川新書、16年7月

・しんぶん赤旗経済部『軍事依存経済』新日本出版、16年9月